定　　款

第１章 総　　則

（ 商号 ）
第１条　当会社は、株式会社アルファシステムズと称し、
英文ではＡＬＰＨＡ ＳＹＳＴＥＭＳ ＩＮＣ．と表示する。

（ 目的 ）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
①コンピューターに関するソフトウェアサービス
②ソフトウェア要員の教育
③コンピューター及びその周辺機器の販売とそのサービス
④コンピューターに関するソフトウェアの開発及び販売
⑤電気及び電気通信工事の受託
⑥情報処理に関するファシリティーマネージメントサービス
⑦労働者派遣事業
⑧土地、建物の賃貸、販売及び管理
⑨前各号に付帯する一切の業務

（ 本店の所在地 ）
第３条　当会社は、本店を神奈川県川崎市に置く。

（ 公告方法 ）
第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。
２　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章 株　　式

（ 発行可能株式総数 ）
第５条　当会社の発行可能株式総数は、30,000,000株とする。

（ 自己株式の取得 ）
第６条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

（ 単元株式数 ）
第７条　当会社の１単元の株式数は、100株とする。

（ 単元未満株主の売渡請求 ）
第８条　単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

（ 単元未満株主の権利制限 ）
第９条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
①会社法第189条第２項各号に掲げる権利
②取得請求権付株式の取得を請求する権利
③募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

④前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

（ 株主名簿管理人 ）
第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

（ 株式取扱規則 ）
第11条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（ 基準日 ）
第12条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
２　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第３章　株主総会

（ 招集 ）
第13条　定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

（ 招集権者及び議長 ）
第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
２　株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（ 電子提供措置等 ）
第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（ 決議の方法 ）
第16条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第309条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（ 議決権の代理行使 ）
第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。
２　前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

（ 議事録 ）
第18条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、これを10年間本店に、その謄本を５年間支店に備え置く。

第４章　取締役及び取締役会

（ 取締役会の設置 ）
第19条　当会社は、取締役会を置く。

（ 取締役の員数 ）
第20条　当会社の取締役は、20名以内とする。

（ 取締役の選任 ）
第21条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（ 取締役の任期 ）
第22条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（ 代表取締役及び役付取締役 ）
第23条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
２　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
３　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、又必要に応じ、取締役会長、取締役副会長各１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（ 取締役会の招集権者及び議長 ）
第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役会長が招集し、その議長となる。
２　代表取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（ 取締役会の招集通知 ）
第25条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（ 取締役会の決議の方法 ）
第26条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（ 取締役会の決議の省略 ）
第27条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

（ 取締役会の議事録 ）
第28条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い、これを10年間本店に備え置く。

（ 取締役会規程 ）
第29条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（ 取締役の報酬等 ）
第30条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（ 取締役の責任免除 ）
第31条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第１項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第５章　監査役及び監査役会

（ 監査役及び監査役会の設置 ）
第32条　当会社は、監査役及び監査役会を置く。

（ 監査役の員数 ）
第33条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（ 監査役の選任 ）
第34条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（ 監査役の任期 ）
第35条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（ 常勤監査役 ）
第36条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（ 監査役会の招集通知 ）
第37条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（ 監査役会の決議の方法 ）
第38条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（ 監査役会の議事録 ）
第39条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い、これを10年間本店に備え置く。

（ 監査役会規程 ）
第40条　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（ 監査役の報酬等 ）
第41条　監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

（ 監査役の責任免除 ）
第42条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第１項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第６章　会計監査人

（ 会計監査人の設置 ）
第43条　当会社は、会計監査人を置く。

（ 会計監査人の選任 ）
第44条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（ 会計監査人の任期 ）
第45条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（ 会計監査人の報酬等 ）
第46条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計　　算

（ 事業年度 ）
第47条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（ 剰余金の配当等 ）
第48条　当会社は、株主総会の決議によって毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当をする。
２　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当をすることができる。
３　当会社は、前二項のほか、取締役会の決議によって会社法第459条第１項各号に掲げる事項を定めることができる。
４　未払の剰余金の配当には利息を付さないものとする。

（ 剰余金の配当等の除斥期間 ）
第49条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。